朝来市 立地適正化計画

令和5年3月

朝来市

目 次

序 章 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1 計画の背景と目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 計画の基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1章 課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第2章 立地の適正化に関する基本的な方針 ・・・・・・・・・・・・・・ 13
2-1 都市づくりの目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第3章 居住誘導区域及び都市機能誘導区域等の設定 ・・・・・・・・・・・・ 20
3-1 居住誘導区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20 3-2 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
第4章 目標値の設定と誘導にあたって講ずべき施策・・・・・・・・・・・・・40
4-1 目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5章 防災指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
5-1 防災指針の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5-5 目標指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

序章 計画の趣旨

1 計画の背景と目的等

(1)計画改定の背景と目的

我が国の人口は、平成 22 (2010) 年の国勢調査において、調査開始以降初めて減少に転じ、本格的な人口減少・高齢化の時代を迎えており、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な暮らしの実現や、財政面において持続可能な都市経営に取り組んでいくことが大きな課題となっています。

国においては、こうした課題に対応するため、「都市再生特別措置法(以下「法」という。)」が平成26(2014)年8月に一部改正され、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、立地適正化計画制度が創設されました。

本市では、平成7(1995)年をピークに人口減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による推計では、今後も人口減少が続き、少子高齢化が一層進行することが予測されています。

市民が利用する交通手段の8割が自動車である本市においては、生活サービス機能の維持・拡充とともに、たとえ高齢者等が自家用車を運転できなくなっても、歩いて暮らすことができるまちを実現することが不可欠となっています。

また、市域の大部分を占め、人口減少・高齢化が加速化している都市計画区域外においては、当該区域で暮らす市民も不便のない生活利便性を確保するとともに、市域全体として定住・移住を促進し、農地や山林等の保全にも努めていくことが必要となっています。

このため、本市では、平成 29 (2017) 年 3 月に「朝来市立地適正化計画」を策定し、安全・安心で快適な市民生活の確保をはじめ、都市の活力や魅力の向上に取り組んでいます。

計画策定から概ね5年が経過する中、各地で台風や大雨による災害が頻発していることを踏まえ、令和2(2020)年6月に法が改正され、安全なまちづくりの推進を図るための「防災指針」の作成が求められるようになりました。

そこで、今回、期間満了を迎える都市計画マスタープランの見直しとあわせて、立地 適正化計画において「防災指針」を追加するため、立地適正化計画の一部見直しを行い ます。

(2)立地適正化計画の意義と役割

立地適正化計画の意義と役割は以下のとおりです。

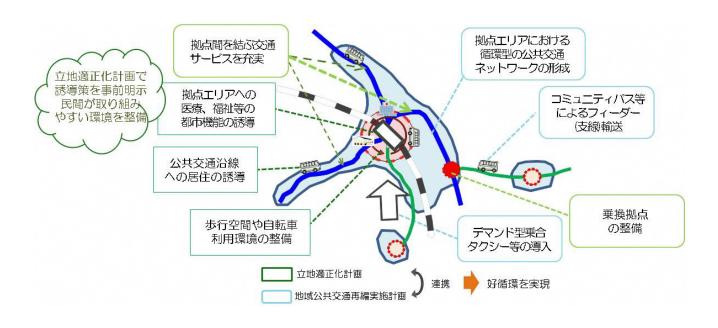
①都市全体を見渡したマスタープラン

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版となります。



②都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の 再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進 めるものです。



③都市計画と民間施設誘導の融合

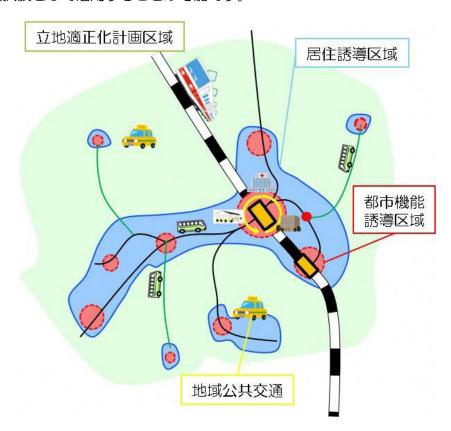
民間施設の立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制 など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になるもの です。

④市町村の主体性と都道府県の広域調整

計画の実現には、隣接市町村との協調・連携が重要です。都道府県は、立地適正化計画を作成している市町村の意見に配慮し、広域的な調整を図ることが期待されます。

⑤市街地空洞化防止のための選択肢

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための 新たな選択肢として活用することが可能です。



⑥時間軸をもったアクションプラン

計画の達成状況を評価し、状況に合わせて、都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になります。

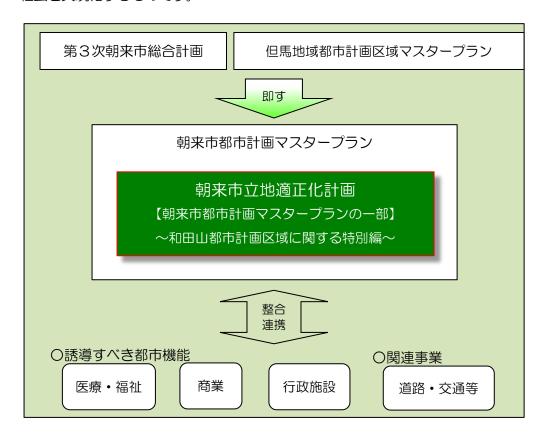
⑦まちづくりへの公的不動産の活用

財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景として、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めるものです。

(3)計画の位置づけ

立地適正化計画は、法第81条の規定に基づき、都市計画区域において、住宅や都市の生活を支える都市機能(医療・福祉、商業等)の適正立地を図るものです。

朝来市立地適正化計画は、「第3次朝来市総合計画」、「但馬地域都市計画区域マスタープラン」に即する「朝来市都市計画マスタープラン」の一部として、持続可能な都市・社会を具現化するものです。



(4)計画の期間と範囲

1)計画の期間

朝来市都市計画マスタープランは、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度を計画期間とする10年間の計画となっています。

本計画の期間については、都市計画運用指針に基づき、概ね 20 年後の都市の姿を展望しながら、次期都市計画マスタープランの目標年度を勘案し、令和 5 (2023) 年度から令和 24 (2042) 年度とする 20 年間の計画期間とします。

2)計画の範囲

法81条第1項に基づき、和田山都市計画区域を対象とします。

(5)計画の構成

計画の構成は以下のとおりです。

序章 計画の趣旨



第1章 課題の整理



第2章 都市づくりの基本的な方針

2-1 都市づくりの目標

2-2 目標人口

2-3 将来都市構造



第3章 居住誘導区域、都市機能誘導区域等の設定

- 3-1 居住誘導区域の設定
- 3-2 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定



第4章 目標値の設定と誘導にあたって講ずべき施策

4-1 目標値の設定

4-2 講ずべき施策

4-3 評価・見直し

第5章 防災指針

5-1 防災指針の概要 5-2 ハザード情報

5-3 重ね合わせによる災害リスク分析 5-4 施策一覧 5-5 目標指標

参考資料

資料1 現況·分析

資料2 上位関連計画の整理

資料3 市民生活アンケート調査

2 計画の基本事項

(1)記載事項

立地適正化計画の記載事項については、法により以下のとおりとされています。

必須事項(法第81条第2項)

- 〇住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針(P.13~)
- 〇居住誘導区域 (P.21~)
- 〇居住誘導区域に居住を誘導するための市町村の施策 (P41~)
- 〇都市機能誘導区域 (P.30~)
- 〇都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設 (P.37~)
- 〇都市機能誘導区域に都市機能増進施設の立地を誘導するための市町村の施策 (P41~)
- 〇都市機能誘導区域に都市機能増進施設の立地を図るために必要な事業等 (P.42~)
- 〇居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針(P.46~)

任意事項(法第81条第3~16項)※本市ではいずれの項目も設定しない

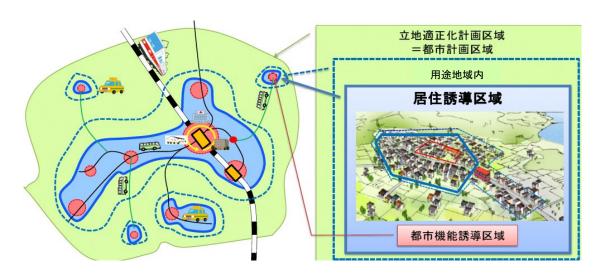
- ○都市機能誘導区域に都市機能増進施設の立地を図るために必要な事業で、市町村以外の者 が実施する事業(あらかじめ実施者の同意が必要)
- ○駐車場配置適正化区域(あらかじめ都道府県公安委員会に協議が必要)
- ○路外駐車場配置等基準(あらかじめ都道府県公安委員会に協議が必要)
- ○集約駐車施設の位置及び規模(あらかじめ都道府県公安委員会及び都道府県知事に協議が 必要)
- ○跡地等管理等区域
- ○跡地等管理等指針

(2)用語の定義

立地適正化計画に関する用語は以下のとおりです。

用語	定義
居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することに
	より、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を
	誘導すべき区域。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集
	約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
都市機能増進施設	都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設。
(誘導施設)	医療、福祉、商業その他の都市の居住者の共同の福祉や利便性の向上を
	図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するも
	の。
跡地等管理区域	空き地が増加しつつあるが、相当数の住宅が存在する既存集落や住宅団
※本市では設定なし	地等において、跡地等の適正な管理を必要とする区域。
駐車場配置適正化区	歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正
域	化を図るべき区域。
※本市では設定なし	

居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定イメージ



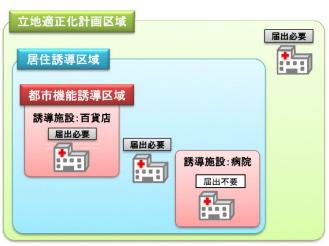
※居住誘導区域に係る届出

居住誘導区域外で開発行為や建築行為等を行う場合には届出が必要になります。



※都市機能誘導区域に係る届出

都市機能誘導区域に誘導すべき「誘導施設」については、区域外への立地 及び区域内での休廃止には届出が必要になります。



【参考】法における都市機能増進施設(誘導施設)

誘導施設	根拠法	対象施設
子育て支援	就学前の子どもに関	法第2条第5項に定める保育所等
施設	する教育、保育等の	
	総合的な提供の推進	法第2条第6項に定める認定こども園
	に関する法律	
	児童福祉法	法第40条に定める児童厚生施設
		法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業
		を行う事業所
		法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業
		を行う事業所
		法第6条の3第7項に定める一時預かり事業を行う事
		業所
	学校教育法	法第1条に定める幼稚園
	母子保健法	法第22条第1項に定める母子健康包括支援センター
教育文化施	学校教育法	法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育
設		学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学
		及び高等専門学校、法第124条に定める専修学校、
		法第134条に定める各種学校
	図書館法	法第2条第1項に定める図書館
		地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点と
	_	して文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支
		える施設のうち、地域住民が利用できる多目的ホー
A ## 7 ##		ル・集会場機能を備える施設
介護予防・	地域における医療及	法第2条第4項に定める特定民間施設
健康増進施	び介護の総合的な確	
設	保の促進に関する法 律	
	<u> 1</u> ≢	
		体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設及び集合提機能を借っる疾患であり、意味者も含めた利用者
		会場機能を備える施設であり、高齢者も含めた利用者が、相互交流や健康増進、生きがい活動を目的に、有
	_	が、相互交流や健康増進、主さがい治動を目的に、有機を表揮動(休養効果を高めることを目的とした活動を
		含む。)を行うことのできるもの
通所型障害		法第5条第1項に定める身体障害者福祉センター
福祉施設	3 体降日日間に公 障害者の日常生活及	法第5条第7項に定める3件に合うににとう
	び社会生活を総合的	事業所
	に支援するための法	送第5条第12項に定める自立訓練(機能訓練または
	律	公司の未知 と頃に足める日立師は (域能師所な)には 生活訓練) サービスを提供する事業所
		法第5条第13項に定める就労移行支援サービスを提
		はする事業所
		法第5条第14項に定める就労継続支援サービスを提
		供する事業所
		法第5条第27項に定める地域活動支援センター

誘導施設	根拠法	対象施設
複合商業施 設		多数のものが出入りし利用することが想定される商業 施設のうち、商業施設の機能を含め2種類以上の複合
	_	的な機能を有する施設で、商業施設の売場面積が300 ㎡以上のもの
医療施設	医療法	法第4条の2に定める特定機能病院
(大規模病		法第4条に定める地域医療支援病院
院、または		法第1条の5第1項に定める病院(特定機能病院及び
市内の他医		地域医療支援病院を除く。)
療機関にな		法第1条の2第2項に定める調剤薬局
い特色のあ		
るもの		
病院・診療	医療法	法第1条の5第1項に定める病院のうち、診療科目に
所(診療科		内科、外科、小児科のいずれかを含むもの
目に内科、		法第1条の5第2項に定める診療所のうち、診療科目
外科、小児		に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの
科のいずれ		
かを含む)		
食料•日用	_	住民の日常生活に必要な食料品や日用品を販売する店
品店舗	_	舗

第1章 課題の整理

(1)和田山都市計画区域の現況と将来の見通し

①人口

市の人口は、社会保障・人口問題研究所(平成 30 年推計)によると、概ね 10 年後の令和 12 (2030)年には約 25,300 人と推計されており、令和 2 (2020)年から約 3,700 人の減少が見込まれています。また、高齢化率は老年人口は令和7 (2025)年から減少に転じる一方、高齢化率は 35.7%から 40.3%と 4.6 ポイント増加することが見込まれています。

都市計画区域内における地域別の人口密度をみると、和田山駅、竹田駅、及び一本柳交差点の周辺地域、秋葉台・弥生が丘の両住宅団地で高くなっています。一方で、これらの地域では老年人口も高くなっています。

⇒人□が比較的多い地域で、自家用車を運転できなくなった高齢者等の交通弱者が増加 し、日常生活における生活サービスの利便性低下が懸念されます。

②生活サービス施設

医療施設、福祉施設、子育て支援施設、教育施設、文化施設、商業業務施設等の生活サービス施設は、都市計画区域内の和田山駅周辺から一本柳公交差点周辺、及び竹田駅周辺に比較的集積がみられます。

また、市民生活アンケートによる買い物先の調査では、日常品及び日常品以外の買い物ともに、「大規模ショッピングセンター(和田山ジュピターホール周辺)」、「国道312号 沿道」及び「国道9号沿道」の割合が高くなっています。

⇒人口の減少に伴う顧客の減少による収益の悪化等により、市街地内の生活サービス施 設や、買い物先として依存度の高い大規模商業施設の撤退が想定され、生活利便性の 低下が懸念されます。

③交通利便性

和田山駅及び一本柳交差点の周辺は、鉄道(山陰本線・播但線)及び幹線道路(国道9号・312号)の結節点で、交通利便性が高い地域となっています。

また、身近な公共交通である路線バス及びコミュニティバスの運行本数は、和田山駅、イオンショッピングセンター及び朝来医療センターの各バス停で多くなっています。一方で、市民が利用する交通手段の約8割が自家用車で、その比率は増加傾向にあり、対して徒歩及び自転車の利用は減少傾向にあります。

⇒人□減少に伴い利用客が減少し、公共交通の運行本数が減少することによる生活利便性の低下が懸念されます。また、自家用車への依存によって徒歩・自転車の利用による運動機会が減少することにより、健康寿命が短縮し医療・介護等の社会保障費の増加が加速する懸念があります。

(2)課題の整理

将来想定される懸念に対応するため、生活サービス施設が集積し、比較的人口密度が高い市街地においては、現状の人口密度の維持とともに、医療・福祉、商業業務機能等の都市機能の確保・誘導を促進し、人口減少下においても生活サービス機能の維持・充実や、高齢者等が車を運転できなくなっても歩いて暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

さらに、公共施設の統合・再編や公共事業の適正な管理などにより、持続可能な都市運営に努めていく必要があります。

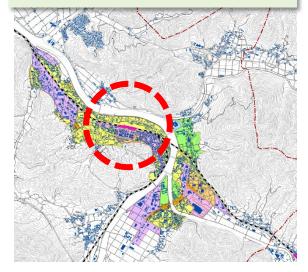
【拠点市街地別の課題】

①和田山駅周辺

行政サービスや業務機能が集積する朝来市の中心的な市街地であり、重要な交通結節点であるJR 和田山駅の周辺では、人口は減少傾向が続いており、市民生活アンケート結果では、日常及び日常品以外の買い物場所としての利用は特に低くなっています。一方、今後必要な取組についての回答では、「和田山駅周辺の活性化や交通ターミナル機能などの強化により居住を誘導する」と「和田山駅周辺などの比較的広い空地を有効活用する」の

"和田山駅前周辺の取組"が、和田山町内の4つの小学校区(糸井・大蔵・東河・枚田)で特に高くなっています。また、和田山町以外の各地域でも概ね同程度の割合となっていることから、市内全体の意向となっていることがうかがえます。このため、一本柳交差点周辺の広域商業拠点との機能分担による行政サービス機能や交通結節機能等の強化と合わせて、居住機能を誘導していく必要があります。

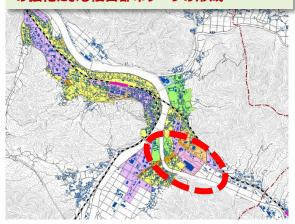
和田山駅周辺の活性化に向けた交通結節 点機能、交流機能、商業・業務機能の強化



②一本柳交差点周辺

一本柳交差点周辺では、集客力の高い 大規模商業施設が立地しており、市民等 の主要な買い物場所となっています。こ のため、大規模商業施設等の都市機能の 維持や、人口密度の維持による生活利便 性や安全性を確保し、居住機能を誘導し ていく必要があります。

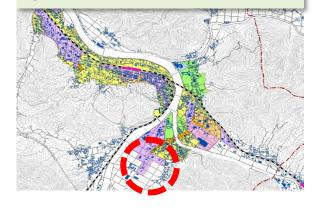
一本柳交差点付近の広域商業、交流機能 の強化による複合都市ゾーンの形成



③朝来医療センター周辺

枚田・法興寺地区周辺では今後増加する高齢者疾患の医療に重点をおいた朝来 医療センターや沿道サービス施設等が立地しています。このため、医療施設や商業施設の確保とともに、枚田・立ノ原地区における新市街地の形成と合わせて、福祉サービス機能、居住機能を計画的に誘導していく必要があります。

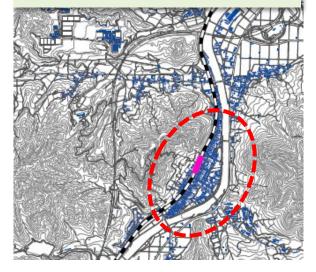
朝来医療センターの立地効果を活かした医療・福祉機能、流通業務機能、居住機能の誘 道



4竹田駅周辺

JR 竹田駅周辺では、竹田城跡等に多くの観光客等が訪れています。今後も、防災に配慮しつつ、観光交流の促進や日常生活の利便性の向上とともに、交流を通じた移住・定住を促進していく必要があります。

観光交流拠点の強化、生活利便性の向上 による居住の誘導



第2章 立地の適正化に関する基本的な方針

人口減少や少子高齢化社会においても、持続的に市民の暮らしを支えていくことが可能なまちづくりを進めるため、朝来市都市計画マスタープランを踏まえて、立地適正化計画における都市づくりの基本方針を定めます。また、目標人口及び将来都市構造を設定し、その実現を目指します。

2-1 都市づくりの基本方針

安全・安心・快適に暮らし続けられるまちを目指すため朝来市都市計画マスタープランにおける「まちづくりの基本方針」との整合を図り、次のように都市づくりの基本方針を定めます。また、この方針をもとに、地域の実情に応じた都市機能や居住の維持・誘導を図るとともに、居住誘導区域、都市機能誘導区域を具体的に定め、その誘導方策などを推進していきます。

(1)持続可能なまちづくり

①拠点の機能が充実したまちづくり

全市的な都市拠点では都市機能の充実・強化を図り、地域の生活拠点では住環境の向上や集落環境の維持・向上に努めるなど、拠点周辺における生活サービスの維持と居住の誘導を図ります。

②公共交通が確保されているまちづくり

交通事業者との調整や福祉関連施策との連携を図り、地域の実情に応じた交通体系を確立し、拠点へのアクセス向上を図るとともに、全ての市民が円滑に移動できる交通の利便性が確保されたまちを目指します。

③効率的な公共投資

今後、人口減少・少子高齢化の進行、自治体財政のさらなる逼迫等が見込まれる中、 都市基盤の整備については既存施設の維持管理、有効活用、長寿命化を基本としつつ、 施設の統廃合や計画的な更新などを推進し、効率的な公共投資を図ります。

4)脱炭素型まちづくり

環境保全に配慮した暮らし方や事業活動を普及・啓発し、市民一人ひとりが自動車に 過度に依存せず生活利便機能を充足させることができる都市・地域の基盤条件を整え、 これを取り巻く自然環境も水源・二酸化炭素吸収源・環境資源等として一体的に保全す るなど、再生可能エネルギーも活用した朝来市らしい脱炭素型のまちを目指します。

(2)安全・安心のまちづくり

①住み心地の良いまちづくり

日常的な生活利便機能を無理なく充足させることができ、生活道路や上下水道等の生活基盤が整った、快適に暮らし続けられる住環境のまちを目指します。また、優れた自然環境や歴史的まち並みとの調和など、地域特性に応じた住環境を形成し、市内外の人を惹きつける定住しやすいまちを目指します。

②災害に強い安全なまちづくり

自然災害に備え、治山・治水事業や急傾斜地対策に取り組むとともに、市街地や集落の安全性を高めるための基盤整備や建築物の不燃・耐震化、交通安全対策等を促進します。併せて市民一人ひとりの高い防災意識と地域自主防災組織を強化するなど、自助・共助・公助がバランス良く確保された、災害に強いまちを目指します。

③安全な市街地が確保されたまちづくり

自然環境や農村等の無秩序な開発等を防止するとともに、住宅地や集落等の良好な住環境を保全するなど、自然環境や集落、市街地等が共存する計画的な土地利用のまちを目指します。また、空き家、空き店舗、空き地等が適切に管理・活用されるまちを目指します。

(3)つながりが育む魅力的なまちづくり

①地域の資源を市民が守り・活かすまち

竹田城跡や生野銀山、古墳などの本市を象徴する資源のみならず、豊かな自然環境 や、地域ごとに保存・継承されてきた自然・歴史・文化資源などについても、地域のま ちづくりの中で保全・活用を図りながら魅力的なまちを目指します。

②産業振興・観光交流を促進するまちづくり

北近畿豊岡自動車道等の広域交通基盤を活かし、既存産業の活性化や農商工連携に向けた支援はもちろんのこと、新たな産業を誘引するための都市基盤整備や土地利用の誘導・調整等を推進するなど、産業活力のあるまちを目指します。

また、竹田城跡と生野銀山等を中心に、市内の観光・交流拠点等との連携や関係づけを図りながら、市内周遊観光を促進し、観光振興による地域経済の活性化を推進します。

(4)市民とともに取り組むまちづくり

①都市計画マスタープランの共有

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進していくためには、まず、市民や 事業者等が都市計画や自らの地域のまちづくりに関心を持つことが重要です。そのた め、都市計画マスタープランの内容を周知し共有していくとともに、まちづくりに関す る情報提供や普及啓発、市民や事業者等との対話などを図り、市政に反映するよう努め ます。

②参画と協働のまちづくり

朝来市自治基本条例の理念に基づき、地域自治協議会を中心とする参画と協働のまちづくりを推進し、市民・事業者・行政など多様な主体がそれぞれの役割を担いながら、ともに協力しあってまちづくりに取組ます。

③成長するマスタープラン

地域自治協議会による「地域まちづくり計画」や具体的なまちづくり活動が進捗することに伴い、都市計画マスタープランを改訂する必要が生じた場合、あるいは地域のまちづくりを応援・促進する観点から本計画に位置づけることが望ましい場合などは、必要に応じて本計画への反映を図り計画の充実に努めます。すなわち、地域まちづくりの成長に合わせて、成長するマスタープランとします。

2-2 将来人口

第3次朝来市総合計画では、将来像の実現に向けた取組が人口減少の抑制につながるという考えのもと、計画期間の終了時である令和11(2029)年時点で26,300人を維持することを人口指標として設定しています。これを踏まえ、第3次朝来市総合計画の人口指標を基に按分し、令和25(2043)年における将来人口を、22,100人として想定します。

第3次朝来市総合計画における人口指標

平成27(2015)年 30,805人	令和3(2021)年	令和11(2029)年	令和32(2050)年
	28,500人	26,300人	20,000人

2-3 将来都市構造

立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部とみなされることから、本計画では都市 計画マスタープランにおける都市機能の誘導や交通ネットワークの形成等の方向性に基づき、 コンパクトなまちづくりを推進していくこととします。

このため、将来都市構造の設定においては、「朝来市都市計画マスタープラン」に基づくゾーン形成の方向との整合や連携を図るものとします。

【将来都市構造の基本的考え方】

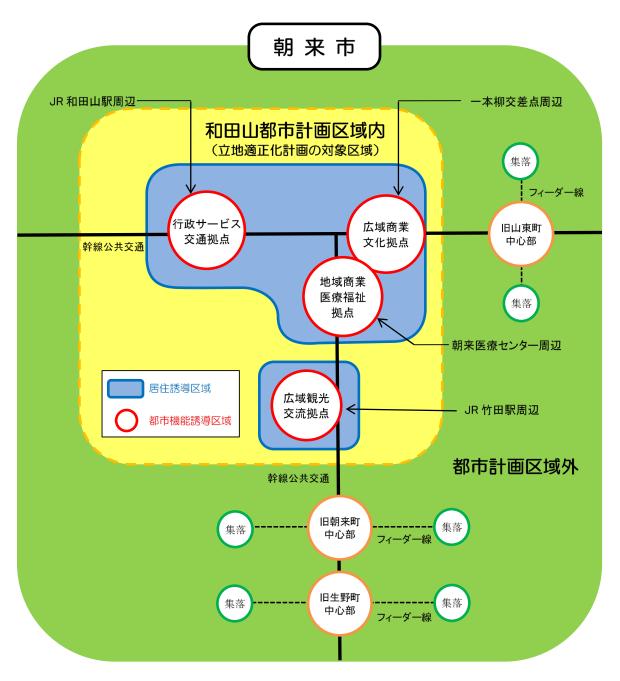
①都市計画区域内

本計画の対象とする都市計画区域内では、利便性の高い広域交通条件と連動して、広域的な交流による地域活性化を進めてきた経緯等を踏まえ、都市計画区域においては、人口密度の高い和田山駅周辺、一本柳交差点周辺、朝来医療センター周辺及び竹田駅周辺を都市拠点として位置づけ、各拠点が有する都市機能の役割分担と連携を図るとともに、幹線の公共交通(鉄道・バス)沿道等において居住を誘導し、人口密度の維持と併せて都市サービスの確保に努めます。

②都市計画区域外

都市計画区域外においては、旧3町の中心をなす市街地周辺において、不便を感じない 暮らしの確保とともに、地域内バス交通やデマンド交通のフィーダー線と、都市拠点にアクセスする基幹公共交通と連携し、生活の利便性の向上や観光ネットワークの形成に努めます。

上記①②の方針により、市内全域に渡る都市・生活サービスの確保や広域交流の促進により持続可能な都市を目指します。



将来都市構造における地域連携のイメージ

将来都市構造の形成方向(朝来市都市計画マスタープラン)

区分	形成方向
行政サービス・交通拠点	●JR 和田山駅、朝来市役所周辺は、「行政サービス・交通拠点」として位置づ
(JR 和田山駅、朝来市役	けられています。この拠点では、行政サービス機能が充実しており、市の中心
所周辺)	部として、行政サービス・公共交通サービス機能を維持していきます。
広域商業·文化拠点	●一本柳交差点周辺は、「広域商業・文化拠点」として位置づけられています。
(一本柳交差点周辺)	この拠点では、商業サービス機能が充実し、和田山ジュピターホールも立地し
(本例又左宗问22)	ており、商業サービス・文化サービス機能等を維持していきます。
	●JR 竹田駅周辺は、竹田城跡を核とする「広域観光・交流拠点」として位置づ
広域観光·交流拠点	けています。この拠点には観光客等が訪れ、多様な交流によりにぎわいがみら
(JR 竹田駅周辺)	れており、日常の生活サービス機能と合わせて交流機能を維持・誘導していき
	ます。
	●朝来医療センター周辺は、「地域商業・医療福祉拠点」として位置づけられて
地域商業·医療福祉拠点	います。この拠点では、今後の高齢化の進展に対応する病院として、そのサー
(朝来医療センター周	ビスの維持と福祉等と連携のとれた施設を誘導する効果や、沿道等の商業サ
辺)	ービス機能が充実しており、医療・福祉サービス・商業サービス機能・居住機能
	を維持・誘導していきます。
	●北近畿豊岡自動車道、播但連絡道路を「高速交通軸」として位置づけ、主
高速交通軸	に市内と遠方を行き来する人の移動や物流を支える機能を活用していきま
	す。
广大式古人《白市市	●国道9号・国道 312 号を「広域幹線軸」として位置づけ、各地域や各拠点
広域幹線軸	を結ぶ機能を活用していきます。
地域幹線軸	●主要な県道・市道を「地域幹線軸」として位置づけ、各地域内や日常生活圏
七巳少以早十市水半田	内の移動を支える機能を活用していきます。
	●和田山駅周辺の市街地周辺及び和田山 JCT·IC に至る周辺地域を、複合
複合都市ゾーン	都市ゾーンとして設定します。市庁舎、県事務所等の行政機能及び商業・工
後口印リソーノ	業などの業務機能、居住機能などが複合するゾーンとして整備、誘導していき
	ます。
	●支所が所在する旧3町(生野地域、山東地域、朝来地域)の中心地や竹
 市街地住宅ゾーン	田地区に、複合都市ゾーンと連携・補完する地区拠点機能の整備を進めま
川街地圧七ノーノ	す。暮らしに身近な商業などの業務機能、快適な居住機能の配置を誘導し
	ていきます。
	●既存の工業団地の立地環境の向上のほか、恵まれた交通立地条件を活か
工業ゾーン	し、新たな企業誘致に対応する団地の整備を進め、優良企業の誘致と既存
	立地企業への支援の充実に努めます。
	●さのう高原、多々良木・青倉山周辺、市川渓流周辺、生野高原周辺、山東
自然レクリエーションゾーン	自然体験ゾーン、糸井渓谷周辺は、恵まれた自然を有効に活用したレクリエ
	ーションの環境整備を進め、観光・交流を促していきます。
	●中山間地域の農地や森林の荒廃化を防止し、農林業生産基盤の整備と国
農業・農村定住/緑林ゾ	土保全などの公益的機能の維持・向上に努めるとともに、農村集落の環境保
ーン(全域)	全や多自然型の居住空間、自然・農林業の体験、余暇などの場としての有
	効な活用に努めます。



将来都市構造図

第3章 居住誘導区域及び都市機能誘導区域等の設定

前章で定めた将来都市構造の実現に向け、都市計画区域においては、居住誘導区域及び 都市機能誘導区域等を設定することにより、人口密度の高い和田山駅周辺、一本柳交差点 周辺、朝来医療センター周辺、竹田駅周辺を都市拠点として位置づけ、各拠点が有する都 市機能の役割分担と連携を図るとともに、幹線の公共交通(鉄道・バス)沿道等において 居住を誘導し、人口密度の維持と併せて生活サービス機能の持続的な確保に努めていくこ ととします。

このため、各都市拠点及びその周辺市街地において、現状の人口密度を維持し生活利便性を確保していく「居住誘導区域」、医療・福祉、商業業務機能等の都市機能の確保・誘導を促進し、人口減少下においても生活サービス機能の維持・拡充を図る「都市機能誘導区域」を定め、高齢者等が車を運転できなくなっても歩いて暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

3-1 居住誘導区域の設定

- 国が示す基本的考え方に基づき、居住誘導区域を設定します。
- ・なお、鉄道駅・バス停、生活サービス施設の利用圏は、高齢者等に配慮し半径 800m圏 内を基本とします。

※駅勢圏・バス勢圏の考え方

鉄道駅、バス停の勢圏については、市民生活アンケートの結果をもとに歩く人の歩行時間は 10 分程度と考え、歩行速度は平均 80m/分として、800m に設定した。なお、歩行速度は高齢者が多いことを想定し、短めの設定とした。

居住誘導区域の基本的考え方

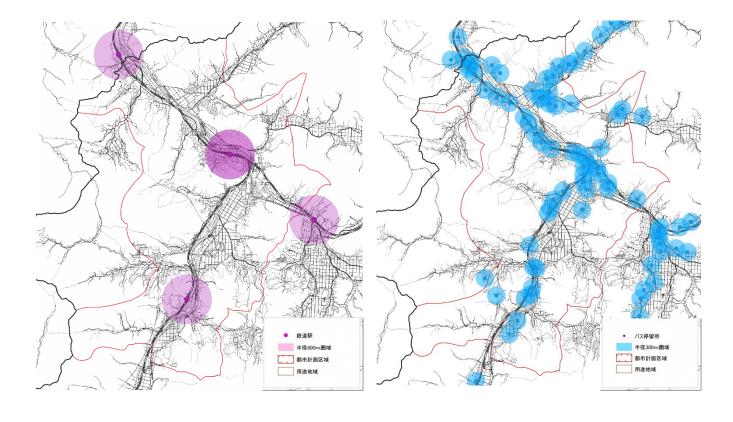
要件	考え方
(1)生活利便性	都市機能誘導区域となるべき中心拠点、地域・生活拠点の中心部に
が確保される区	徒歩、自転車、端末交通等を介して容易にアクセスすることのでき
域	る区域、及び公共交通軸に存する駅、バス停の徒歩圏、自転車利用
	圏に存する区域から構成される区域
(2)生活サービス	社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外か
機能の持続的確	ら区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内におい
保が可能な区域	て、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医
	療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な
	人口密度水準が確保される面積範囲内の区域
(3)居住誘導区域	〇法令の規定により居住誘導区域に含まない区域
に含まない要件	〇原則として居住誘導区域に含まない区域
	〇適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まな
	い区域
	〇慎重に判断を行うことが望ましい区域

(1)生活利便性

鉄道駅・バス停の交通結節点の利用圏は以下のとおりです。

①鉄道駅徒歩圏

②バス停徒歩圏



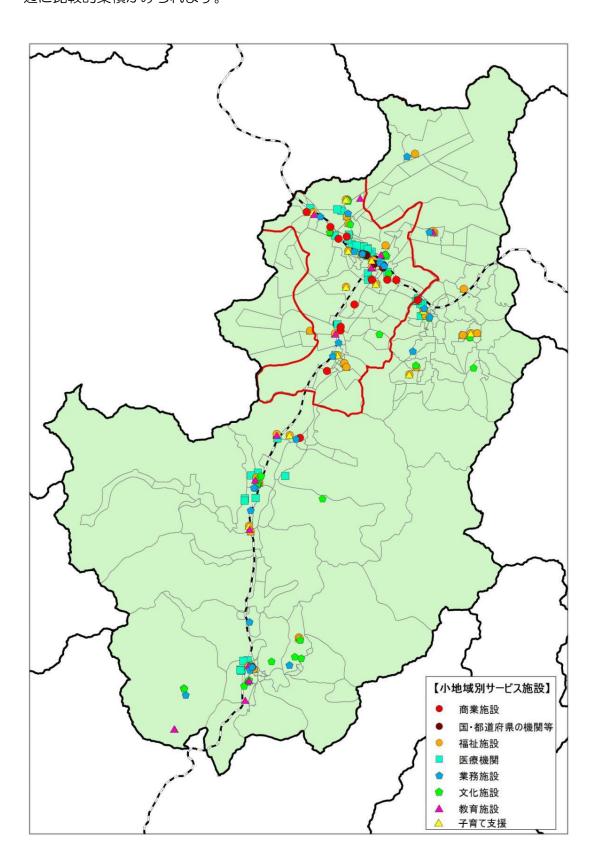
(2)生活サービス機能

①生活サービス施設と利用圏域

- 生活利便施設と位置づけられる生活サービス施設と利用圏は以下のとおりです。
- ・市民の日常生活に必要な生活サービス施設については、概ね確保されており、今後、地域 の実情に応じて、施設の維持に努めていく必要があります。

施設項目		施設名	サービス圏域
生	①子育て支援施設	• 保育所	半径 800mを基本
古サ		• 幼稚園	11
ービ		• 子ども園	11
生活サービス施設		・学童クラブ	11
設	②医療施設	• 診療所	11
		• 病院	11
		(南但休日診療所、朝来医療センター等)	
	③保健•福祉施設	・和田山保健センター	11
		・和田山老人福祉センター	
		・安井谷老人福祉センター	
		・YOU・愛センター	
		・あったかプラザ	
		・ 地域包括支援センター (朝来市役所内)	
		介護サービス	11
		(通所型、入所型、訪問型施設)	
		・通所授産施設(わだやま作業所)	11
	④教育施設	・小学校	半径 1 k m
		• 中学校	半径 2 k m
	⑤文化施設	• 和田山図書館	半径 800mを基本
		和田山ジュピターホール	
	⑥社会教育施設	• 和田山郷土資料館	11
		・茶すり山古墳学習館	
		・スポーツ施設(プール、体育館)	11
	⑦商業業務施設	・コンビニ(ATM 含)	11
		・スーパー	11
		・銀行、郵便局(ATM 含)	11
	8コミュニティ施設	• 市民会館、集会所	11
	⑨行政サービス施設	• 市役所、市役所南庁舎	11
交	①鉄道駅徒歩圏域	鉄道駅	11
通	②バス停徒歩圏域	バス停	半径 300mを基本

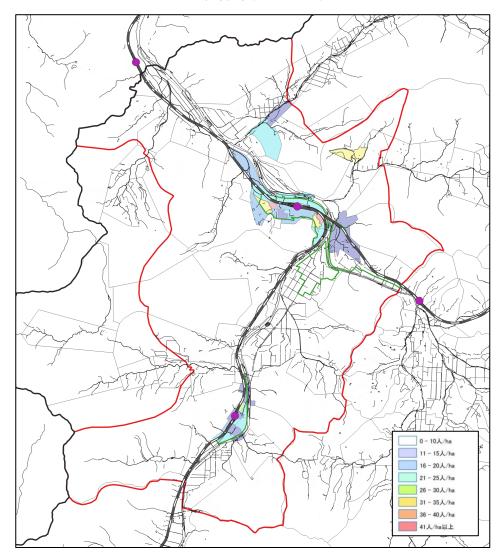
• 医療施設、福祉施設、子育て支援施設、教育施設、文化施設、商業業務施設等の生活サービス施設は、都市計画区域内の和田山駅周辺から一本柳公交差点周辺、及び竹田駅周辺に比較的集積がみられます。



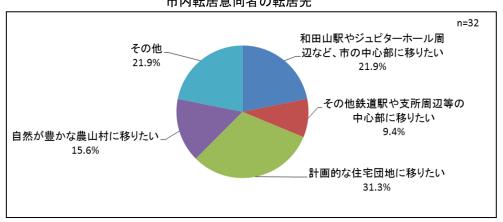
②人口密度

- 令和2(2020)年における都市計画区域の人口は約16,000人で、用途地域の人口 密度は、約18人/haとなっています。
- 用途地域及び竹田駅周辺では、目標年次の人口密度の維持とともに、当該地域周辺の 居住を促進し、日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度の確保に努め るものとします。

地区別人口密度(令和2(2020)年)



市内転居意向者の転居先



(3)居住誘導区域に含まない要件

・国(第12版 都市計画運用指針(令和4年4月))が示す居住誘導区域に含まない要件は以下のとおりです。

区分	要件
i 居住誘導区	ア法第7条第1項に規定する市街化調整区域
域に含まないこ	イ建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害
ととされている	危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する
ことに留意すべ	建築物の建築が禁止されている区域
き区域	ウ農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2
	項第1号に規定する農用地区域又は農地法(昭和27年法律第229号)
	第5条第2項第1号ロに掲げる農地(同法第43条第1項の規定により農
	作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同号口に掲げる農地
	を含む。)若しくは採草放牧地の区域
	工自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に規定する特別
	地域、森林法(昭和26年法律第249号)第25条若しくは第25条の
	2の規定により指定された保安林の区域、自然環境保全法(昭和47年法
	律第85号)第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域若しくは同
	法第25条第1項に規定する特別地区又は森林法第30条若しくは第30
	条の2の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第41条の規
	定により指定された保安施設地区若しくは同法第44条において準用する
	同法第30条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区
	オ地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地
	すべり防止区域(同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行そ
	の他の同条第1項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられて
	いる土地の区域を除く。)
	カ急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57
	号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域(同法第2条第3項に
	規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第1項に規定する急傾
	斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。)
	丰土砂災害特別警戒区域
	ク特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項 - 1213年 -
	に規定する浸水被害防止区域
ii 原則とし	ア津波災害特別警戒区域
て、居住誘導区	イ災害危険区域(i)イに掲げる区域を除く。)
域に含まないこ	
ととすべき区域	
Ⅲ 適当でない	ア土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条
と判断される場	第1項に規定する土砂災害警戒区域
合は原則として	イ津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒
居住誘導区域に	
含まない区域	ウ水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項4号に規定する浸水
	想定区域

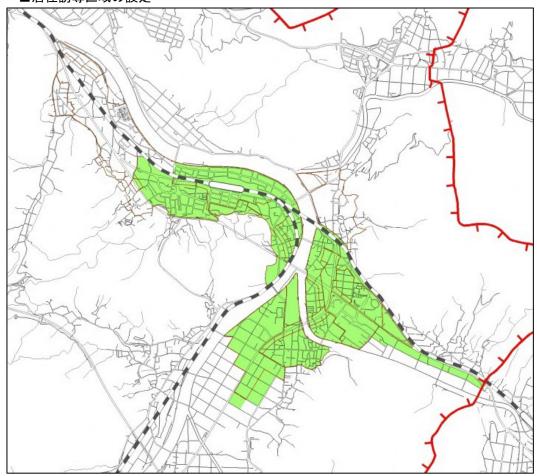
	工土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項第4号に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域
iv 慎重に判断	ア法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち工業専用地域、同項第1
を行うことが望	3号に規定する流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている
ましい区域	区域
	イ法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区、同法第12条の4第1項
	第1号に規定する地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されて いる区域
	ウ過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在して
	いる区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図
	るべきではないと市町村が判断する区域
	 工工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展し
	ている区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が 判断する区域

(4)本市における居住誘導区域の設定

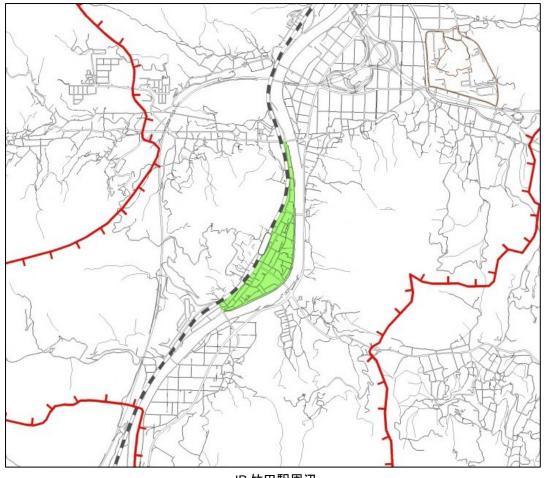
国が示す要件や地域の実情等を踏まえ、本市においては以下の区域周辺において居住誘導区域を設定します。

区域	設定の考え方
JR 和田山駅	本市の玄関口である和田山駅を有し、高速バスの乗り場ともなっています。ま
周辺	 た、朝来市役所をはじめ、南但馬警察署和田山交番や兵庫県但馬県民局和田山庁舎
	 などの官公署施設や商店街が立地しており、市民や地域住民の行政サービスや日常
	 の生活サービス、周辺地域等と連携する公共交通サービスを維持していく必要があ
	ります。
	こうしたことから、居住の誘導にふさわしい区域にあって、JR 和田山駅を中心
	とした範囲で居住誘導区域を設定します。
一本柳交差点	国道 9 号と 312 号の結節点に位置し、周辺の大規模商業施設を中心に沿道サー
周辺	ビス施設はじめ、和田山ジュピターホール、和田山図書館、和田山生涯学習センタ
	ー等の文化施設が集積しており、市民や周辺地域の生活利便施設として利用されて
	います。今後も大規模商業施設を中心とする商業サービスの利便性を確保していく
	ため、適切な用途地域等の指定により、建築活動を適正に誘導するとともに、文
	化・交流サービスを維持していく必要があります。
	こうしたことから、居住の誘導にふさわしい区域にあって、大規模商業施設周辺
	のバス停を中心とした範囲で居住誘導区域を設定します。
朝来医療セン	国道 312 号沿道周辺に位置する朝来医療センターは、今後増加する高齢者疾患
ター周辺	の医療に重点をおいた2次医療を提供するとともに、地域の診療所や市の福祉部門
	等と連携した施設として平成 28 (2016) 年 5 月に開設された施設です。今後の
	更なる高齢化に対応する医療・福祉サービスや沿道サービスの利便性を維持してい
	くため、適切な用途地域等の指定により、建築活動を適正に誘導していく必要があ
	ります。
	こうしたことから、居住の誘導にふさわしい区域にあって、朝来医療センターの
	バス停を中心とした範囲で居住誘導区域を設定します。
JR 竹田駅周	都市計画区域内にある2つの鉄道駅(和田山駅、竹田駅)の一つを有していま
辺	す。また、竹田城の城下町として高密度な市街地が形成されており、現在でも人口
	密度が高くなっています。このため、今後、適切な用途地域等の指定により、建築
	活動等を適正に誘導していく必要があります。
	さらに、竹田城来訪者等の交流人口、地域住民や来街者の生活・交流サービスを
	維持していく必要があります。
	こうしたことから、利便性の高いバス停及び JR 竹田駅を中心とした居住の誘導
	にふさわしい範囲で居住誘導区域を設定します。

■居住誘導区域の設定



JR 和田山駅周辺・一本柳交差点周辺・朝来医療センター周辺



JR 竹田駅周辺

3-2 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

(1) 都市機能誘導区域の基本的な考え方

・国が示す都市機能誘導区域の基本的考え方は以下のとおりです。

都市機能誘導区域の基本的考え方

要件	考え方
①生活サービス施設を	・都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当
誘導する区域	該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することによ
	り、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設
	<u>の誘導を図るもの</u> である。
	• 都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるもので
	あり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠
	点に誘導し集約することにより、これらの <u>各種サービスの効率的</u>
	<u>な提供が図られるよう定める</u> べきである。
②区域の設定と規模	・都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導、人口密度の
	維持による都市機能の持続性の向上等、住宅及び都市機能の立地
	の適正化を効果的に図るという観点から、居住誘導区域と都市機
	能誘導区域の双方を定めるとともに、居住誘導区域の中に都市機
	能誘導区域を設定することとなる。
	・都市機能誘導区域は、都市機能が一定程度充実している区域や、
	周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市
	<u>の拠点となるべき区域を設定</u> する。
	・都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している
	<u>範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動で</u>
	<u>きる範囲</u> で定める。

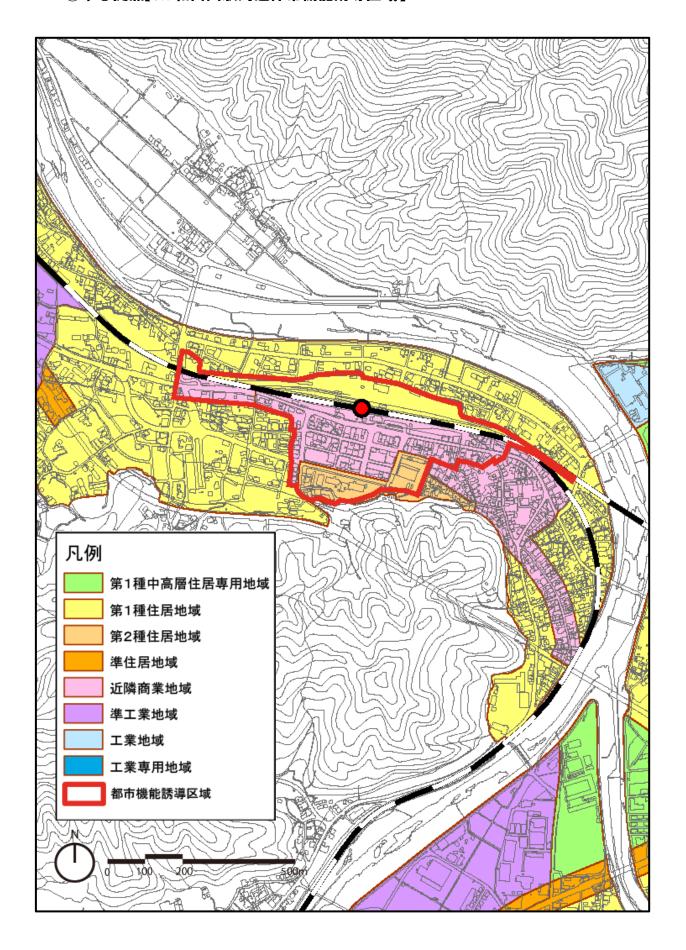
(2) 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、その基本的考え方に基づき、都市計画区域の各拠点において市 街地の状況や公共交通の状況等に配慮し、以下の考え方に基づき設定します。また、区 域は原則として地形地物によるものとします。

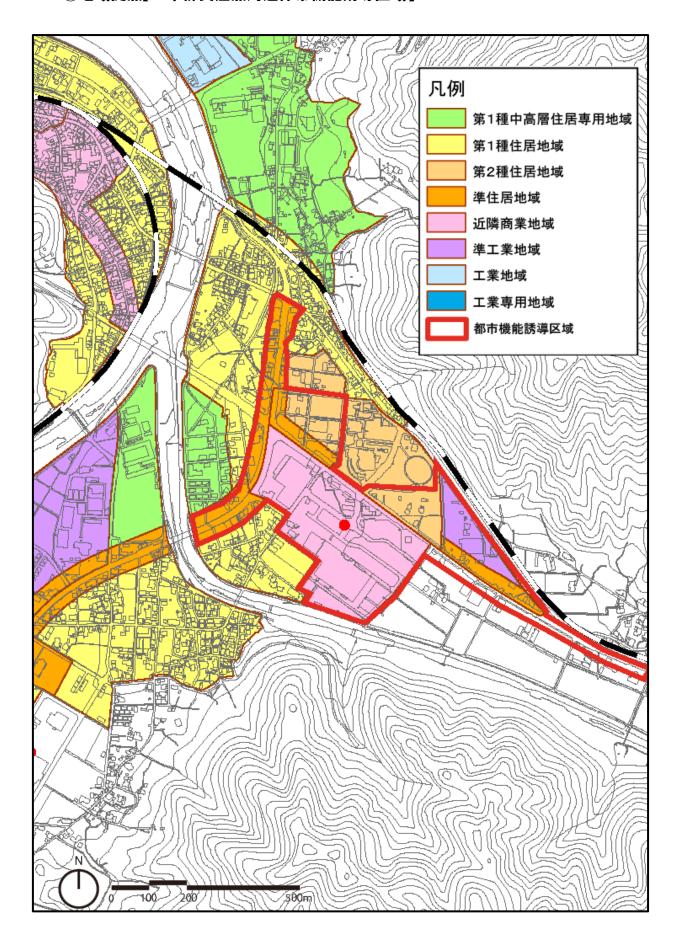
拠点	設定の考え方
中心拠点	JR 和田山駅、朝来市役所周辺は、「行政サービス・交通拠点」として位
	置づけられています。市の玄関口である JR 和田山駅は特急停車駅で、市
	内の各地域と連携する駅前のバス停の運行本数は 72 本/平日、朝来市役
	所口は 80 本/平日と市内で特に多くとなっています。
	このように、JR 和田山駅周辺は、行政サービス機能が充実し、市内か
	らの公共交通の利便性が高くなっています。このことから、JR 和田山駅
	を中心に都市機能誘導区域を設定し、市の中心核として、行政サービス・
	公共交通サービス機能を維持していきます。なお、区域の範囲について
	は、JR 和田山駅から 800mの徒歩圏にあって、土地活用が可能な範囲に
	設定します。
地域拠点	- 一本柳交差点周辺は、「広域商業・文化拠点」として位置づけられてい
	ます。大規模商業施設のバス停の運行本数は80本/平日、中央公園バス
	停は32本/平日と、商業施設バス停が多くなっています。
	このように、大規模商業施設周辺は、商業サービス機能が充実し、広範
	囲で公共交通の利便性が高くなっています。このことから、大規模商業施
	設を中心に都市機能誘導区域を設定し、商業サービス・文化サービス機能
	等を維持していきます。なお、区域の範囲については、大規模商業施設か
	ら 800mの徒歩圏にあって、土地活用が可能な範囲に設定します。
	朝来医療センター周辺は、「地域商業・医療福祉拠点」として位置づけ
	られています。センターのバス停の運行本数は81本/平日と多くなって
	います。今後の高齢化の進展に対応する病院として、そのサービスの維持
	と福祉等と連携のとれた施設を誘導する効果や、沿道等の商業サービス機
	能が充実し、広範囲からの公共交通の利便性が高くなっています。このこ
	とから、センター周辺を中心に都市機能誘導区域を設定し、医療・福祉サ
	ービス・商業サービス機能等を維持・誘導していきます。
	なお、区域の範囲については、朝来医療センターから 800mの徒歩圏
	にあって、土地活用が可能な範囲に設定します。
生活拠点	JR 竹田駅周辺は、竹田城を核とする「広域観光・交流拠点」として位
	置づけています。JR 竹田駅は都市計画区域にある2 つの駅の一つで、周
	辺には竹田まちなか観光駐車場が整備されています。竹田駅バス停と周辺
	の上町バス停の運行本数は 15 本/平日と少ない状況ですが、竹田駅周辺

拠点	設定の考え方
	では多くの観光客等が訪れており、多様な交流によりにぎわいがみられま
	す。人口減少・高齢化が進む駅周辺の市街地においては、こうした交流を
	通じて、人口減少に歯止めをかけ、定住人口につなげることが必要となっ
	ています。このことから、竹田駅周辺やまちなか観光駐車を中心に都市機
	能誘導区域を設定し、日常の生活サービス機能と合わせて交流機能を維
	持・誘導していきます。なお、区域の範囲については、竹田駅周辺等から
	800mの徒歩圏にあって、土地活用が可能な範囲に設定します。

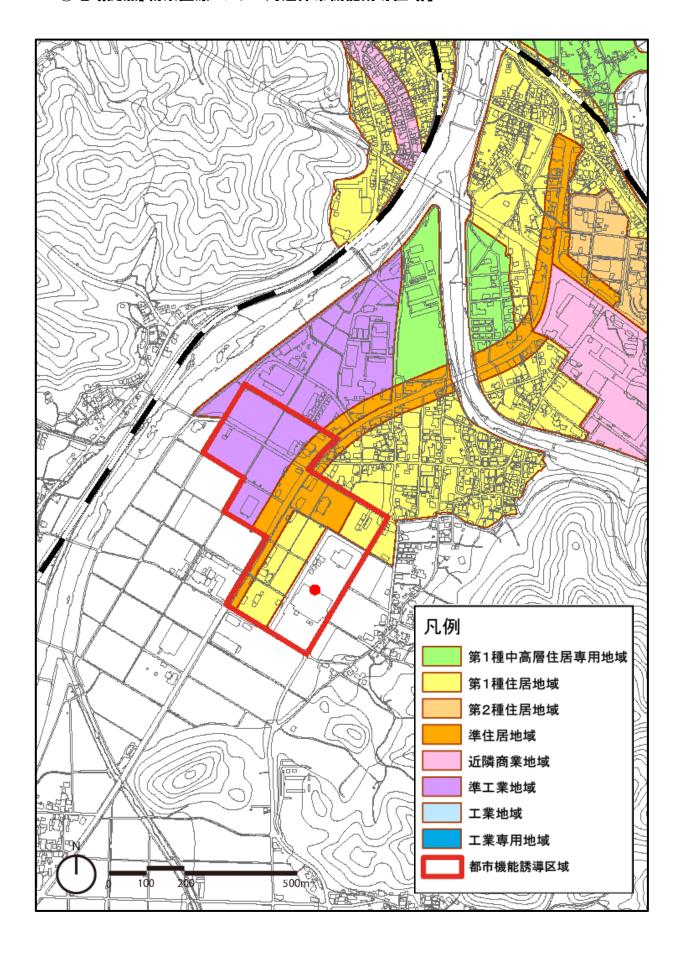
①中心拠点【JR 和田山駅周辺都市機能誘導区域】



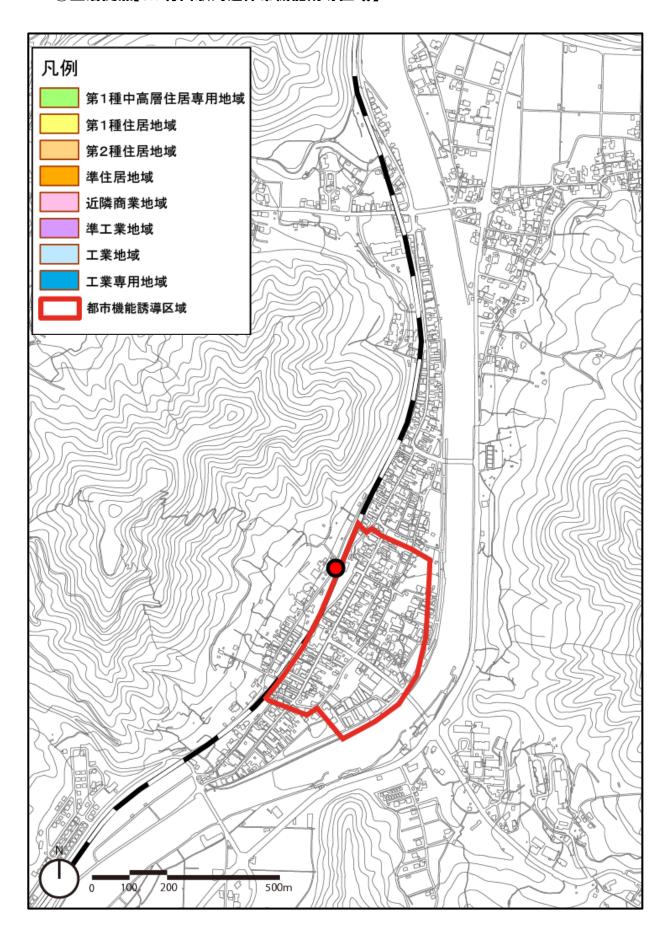
②地域拠点【一本柳交差点周辺都市機能誘導区域】



③地域拠点【朝来医療センター周辺都市機能誘導区域】



④生活拠点【JR 竹田駅周辺都市機能誘導区域】



(2)誘導施設の設定

国における誘導施設の基本的考え方は以下のとおりです。

誘導施設の基本的考え方

	基本的考え方(抜粋)
	・この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構
	成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な
	施設を定める。
= ₹ 浴坎=Ω	・ 都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際に
誘導施設	は、届出を要することに留意し、誘導施設が都市機能誘導区域
	内で充足している場合等は、必要に応じて誘導施設の設定を見
	直す。また、誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまう
	恐れがある場合には、必要に応じて誘導施設として定める。

上記を踏まえ、本市において考えられる誘導施設は以下の通りです。

区分	考えられる誘導施設			
高齢化の中で必要性の高まる施設	・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社 会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援セ ンター等			
子育て世代にとって居住 場所を決める際の重要な 要素となる	・幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設			
集客力がありまちの賑わ いを生み出す施設	・図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設			
行政サービスの窓口機能 を有する施設	・市役所支所等の行政施設			

1)誘導施設の設定方針

本市の生活サービス施設の立地状況から、身近な生活に密着した子育て支援施設、 教育施設をはじめ、小・中規模なスーパー、コンビニ、診療所、通所型介護施設等 は、日常生活圏に分散配置することで生活利便性の維持・確保を図ります。

一方、まちのにぎわいに寄与する大規模商業施設や商業機能と交流機能を持つ複合施設、高齢化に対応する2次医療の病院等は、地域の拠点性を高める施設であり、本市の魅力につながる施設であることから、市内全域や市外からも利用されるこれら施設の維持を基本に誘導施設を設定します。

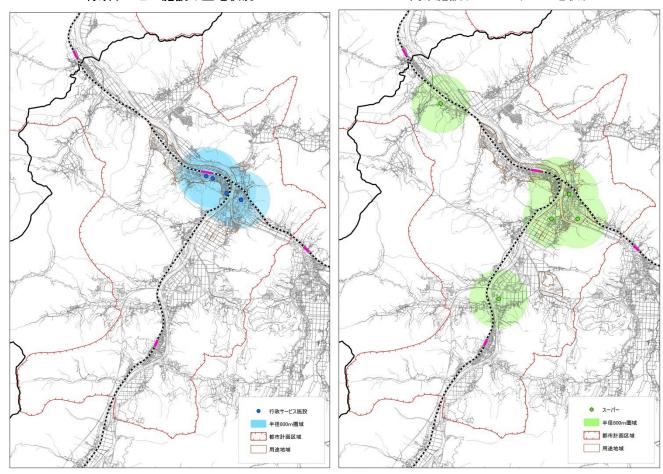
2) 誘導施設の設定

誘導施設の設定にあたっては、上記の設定方針に基づき、各都市機能誘導区域において、以下のように設定します。

	UA 9 0
拠点	設定の考え方
中心拠点	【誘導施設:官公署施設·生鮮食料品販売店舗(200 ㎡~500
(JR 和田山駅周辺)	m)]
	・JR 和田山駅周辺は、「行政サービス・交通拠点」として、行政 サービス施設等が立地しています。 ・必要な施設に関する地域の意向(大蔵小学校区)は、「日常生 活に必要な店舗・コンビニ」「高齢者福祉施設」「医療施設・診 療所」「銀行・郵便局」等の順に割合が高く、行政サービス施 設の維持と合わせてこれら施設を確保し、人口密度を維持して いく必要があります。
地域拠点	【誘導施設:大規模商業施設(床面積 3000 ㎡以上)】
(一本柳交差点周辺)	 一本柳交差点周辺は、「広域商業・文化拠点」として、大規模な商業施設を中心とした商業施設や文化施設が集積しています。 ・必要な施設に関する地域の意向(枚田小学校区)は、「日常生活に必要な店舗・コンビニ」「高齢者福祉施設」「医療施設・診療所」の順に割合が高く、大規模商業施設の維持と合わせてこれらの施設を確保し、人口密度を維持していく必要があります。

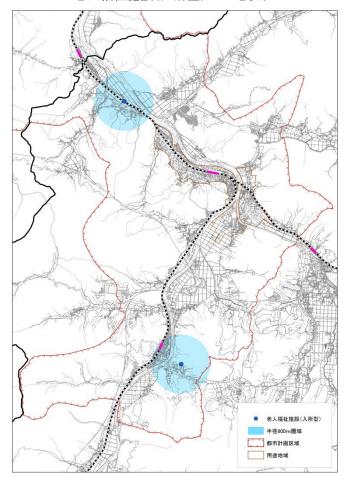
行政サービス施設の立地状況

商業施設(スーパー)の立地状況

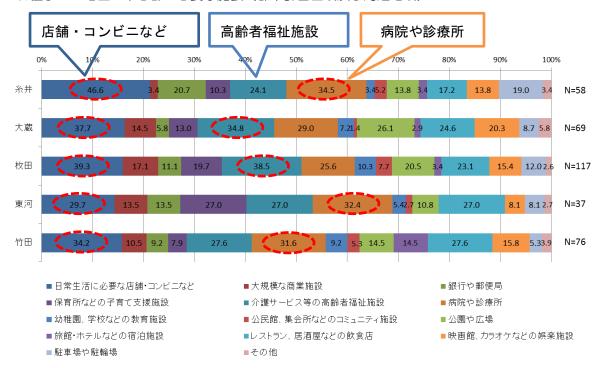


拠点	設定の考え方
地域拠点 (朝来医療センター周辺)	【誘導施設:高齢者入所施設】 ・朝来医療センター周辺は、「地域商業・医療福祉拠点」として、同センターと沿道サービス施設等が立地しています。 ・必要な施設に関する周辺地域の意向(枚田小学校区)は、「日常生活に必要な店舗・コンビニ」「高齢者福祉施設」「医療施設・診療所」等の順に割合が高く、高齢化に対応する病院に合わせて高齢者福祉施設(入所型)等の誘導と合わせて既存生活サービス施設を確保し、人口密度を維持していく必要があります。
生活拠点 (JR 竹田駅周辺)	【誘導施設:生鮮食料品販売店舗(200㎡~500㎡)】 • JR 竹田駅周辺では、「広域観光・交流拠点」として竹田城跡に多くの観光客が訪れており、観光交流施設が立地しています。 ・必要な施設に関する地域の意向(竹田小学校区)は、「日常生活に必要な店舗・コンビニ」「医療施設・診療所」「高齢者福祉施設」等の順に割合が高く、日常購買施設を誘導し、人口密度の維持や交流人口を拡大していく必要があります。

老人福祉施設(入所型)の立地状況



■お住まいの地区の中心部に必要な施設(都市計画区域及び周辺地域)



第4章 目標値の設定と誘導にあたって講ずべき施策

・ 将来都市構造の実現に向け、第3章で設定した居住誘導区域及び都市機能誘導区域への誘導を推進するため、以下の通り目標値を設定し、誘導施策を展開していきます。

4-1 目標値の設定

令和 2 (2020) 年における用途地域内の人口は約 5,000 人、用途地域面積は 274ha で人口密度は約 18.2 人/ha となっており、平成 27 (2015) 年の人口密度 18.9 人/ha (用途地域内人口は約 5,200 人、面積は 274ha) からほぼ横ばいで推移しています。

平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020) 年における都市計画区域人口の減少率は 3.7%、用途地域人口の減少率は 3.5%と、今後都市計画区域人口の減少とあわせて用途地域内人口も減少していくことが見込まれます。

また、各拠点の主要なバス停の運行本数も今後減少が見込まれます。

一方、都市計画区域人口に対する用途地域人口割合は、平成27(2015)年31.28%、令和2(2020)年31.32%とわずかながら増加傾向にあります。こうしたことから、目標値の設定にあたっては、人口減少に着目し、各種施策の展開により、居住誘導区域内の人口及び人口密度を維持し、市民の日常の生活サービスや公共交通の利便性を確保していく必要があります。

このため、令和 24(2042)年の居住誘導区域内人口密度について、約 18 人/ha に維持することを目標とします。このことにより、都市計画区域人口に対する用途地域の人口割合を現況の約 31.3%以上に維持し、市街地の拡散防止を図ります。

	現況(令和2年) (用途地域内)	目標年(令和24年) (居住誘導区域内)
人口密度	約 18 人/ha※	約 18 人/ha

[※]令和2年の用途地域面積を用途地域人口で除した人口密度(グロス人口密度)

4-2 講ずべき施策

居住誘導区域や都市機能誘導区域において、立地適正化計画のよる優遇制度を活用しながら、コンパクトなまちづくりを推進するため、居住や都市機能を誘導する施策を展開していきます。

① 都市機能誘導区域における都市機能の維持・確保

高次な都市機能が集積する和田山地域では、JR和田山駅周辺を「中心拠点」、一本柳交差点周辺及び朝来医療センター周辺を「地域拠点」、竹田城跡周辺のJR竹田駅を「生活拠点」として、各拠点の特性に応じた都市機能の維持・確保を図ります。

具体的には、以下の施策を展開していきます。

都市機能を誘導する主な施策

区分	拠点名称	主な施策
中心拠点	JR 和田山駅周辺	・駅南北自由通路の整備
		・駅北遊休地の活用
		• 商業 • 交流機能の導入
地域拠点	一本柳交差点周辺	• 商業・文化機能の拡充
		(適切な用途地域等の指定による建築
		活動の適正な誘導)
	朝来医療センター	・医療・福祉、商業機能の拡充
		(適切な用途地域等の指定による建築
		活動の適正な誘導)
生活拠点	JR 竹田駅周辺	・観光機能、交流機能等の充実
		(適切な用途地域等の指定による建築
		活動の適正な誘導)



駅南北自由通路の整備(JR 和田山駅)



商業·文化機能の拡充(9 号沿道東側) (写真:国道9号南側の大規模店舗)



商業機能の導入(写真:事例)

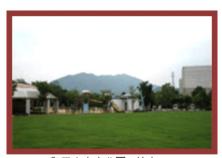


朝来医療センター

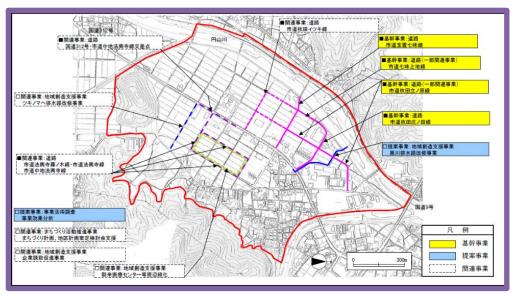
② 居住誘導区域における人口密度の維持

居住誘導区域における人口密度を維持するため、土地区画整理事業など計画的な 市街地整備や防災性の向上につながる道路・公園など都市基盤施設の整備等に取組 ます。

また、住み心地の良い居住空間を創出するため、公共交通のサービス水準の更なる向上等に取り組むとともに、歩行や自転車走行環境等の整備に努めます。



和田山中央公園の拡充 (防災機能等の強化)



都市再生整備計画事業(枚田地区)整備方針

③ 公共交通ネットワークの充実

各都市拠点を結ぶ基幹公共交通軸である鉄道とバスの乗り継ぎの利便性の向上を はじめ、日常生活を支えるバスの運行本数、運行時間、運行ルートの再検討や、新 たな移動手段の導入に向けた検討を行います。



アコバス (コミュニティバス)

④ 既存ストックの活用

都市機能の誘導にあたり、和田山機関庫等の既存施設を活用したまちづくりや都 市機能誘導区域内の空き家・空き地など低未利用地の活用を促進するため、空き家 情報の発信等による不動産流通の促進や、空き店舗への出店支援等を行います。



機関庫(明治建築)を活かした公園整備

⑤ 公的不動産の有効活用

市の保有する公共施設については、その機能や利用状況、運営状況等の 実態を 把握・整理し、市民共有の財産である公共施設のあり方を協議・検討するための基 礎資料として、平成 27 (2015) 年 10 月に朝来市公共施設白書を作成し、平成 28年度には公共施設等総合管理計画を策定しています。公的不動産の活用にあた っては、これらの計画とも連携を図り、コンパクトシティとの整合もとりながら、 民間サービスの活用も含めた公共施設の統廃合とともに、民間施設が集積する中心 拠点や地域拠点等における公共施設の維持・更新など公共施設の再編を検討してい きます。

4-3 評価・見直し

法第84条に基づき、おおむね5年毎に、施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

第5章 防災指針

5-1 防災指針の概要

(1)防災指針とは

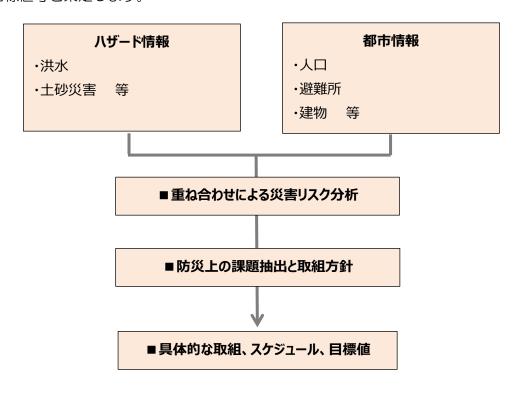
近年、全国各地で土砂災害や洪水等による自然災害が多発していますが、今後も気候変動 の影響により、こうした災害が頻発・激甚化することが懸念されます。

このような自然災害に対応するため、令和2(2020)年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に防災指針を定めることになりました。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、防災施策との連携強化など、安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じるため、立地適正化計画に定めるものです。

(2)防災指針策定の流れ

防災指針は、本市におけるハザード情報と都市情報を重ね合わせることで防災上の課題を抽出し、課題に基づいた「防災まちづくり方針」を設定の上で、具体的な取組、スケジュール、目標値等を策定します。



防災指針策定の流れ

5-2 ハザード情報

(1)災害リスクの考え方

防災指針で対象とする災害リスク分析に用いるハザード情報については、朝来市地域防災計画で想定する自然災害を踏まえ、以下のとおりとします。 なお、地震災害については、 直下型地震等の災害リスクがあり、大規模な地震に備え施設やライフラインの耐震化を促進する必要がありますが、市内全域で災害リスクがあることから、本計画では対象外とします。

■誘導区域における災害リスクの考え方

	災害リスク	都市計画運用指針	本市の考え方
水	浸水想定区域	○災害リスク、警戒避難体制の整備状況等を	誘導区域に含む
災	(水防法)	総合的に勘案し、居住誘導が適当ではない	
害	家屋倒壊等氾濫想定区域	と判断される場合、原則として居住誘導区域	
	(洪水浸水想定区域図作	に含まないこととすべき(イエローゾーン)。	
	成マニュアル)	※居住誘導区域に含める場合は,防災指針	
土	土砂災害警戒区域	において災害リスクを踏まえた防災・減災対策	
砂	(土砂災害警戒区域等に	を明らかにする必要。	
災	おける土砂災害防止対策の		
害	推進に関する法律)		
	地すべり防止区域	○原則として、居住誘導区域に含まないこととす	誘導区域から除外
	(地すべり防止法)	べき(レッドゾーン)。	
	急傾斜地崩壊危険区域		
	(急傾斜地の崩壊による災		
	害の防止に関する法律)		
	土砂災害特別警戒区域		

■災害リスク分析に用いるハザード情報等

	災害リスク	備考
水	浸水想定区域(浸水深·浸水継続時間)	想定最大規模
災		(概ね1年間に 1/1000 超の確率で降る雨)
害		計画規模
		(概ね1年間に1/100の確率で降る雨)
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食・氾濫流)	想定最大規模
土	土砂災害警戒区域	
砂	地すべり防止区域	
災	急傾斜地崩壊危険区域	
害	土砂災害特別警戒区域	

■ハザード情報の詳細

〇洪水浸水想定区域 (兵庫県)

[内容]浸水範囲と浸水深さ

[目的]県民の主体的避難や市町防災計画の策定等支援

[想定する降雨(円山川水系)]※

計 画 規 模(L1):2日間の総雨量 327mm(概ね1年間に1/100の確率で降る雨) 想定最大規模(L2):2日間の総雨量 505mm(概ね1年間に1/1000 超の確率で降る雨) ※本計画では、L1 に対するハード・ソフトの対策、L2 に対するソフトの対策を示します。

〔リスク判断〕

① 人的被害のリスク

一般的な家屋の2階が水没する浸水深 5m や、2階床下部分に相当する浸水深 3m を超えている場合、人的被害のリスクが発生する。

② 避難行動のリスク

関川水害(H7)における調査結果によれば、浸水深が膝(0.5m)以上になると、ほとんどの人が避難困難であったとされる。

③ 自動車走行のリスク

自動車走行について、浸水深 10 cm以上で自動車のブレーキ性能が低下、30 cm以上では乗用車の排気管やトランスミッション等が浸水する。60 cm以上でセダン、SUVともに走行不可に陥るとされる。(水害の被害指標分析の手引・H25 試行版)



[内容]浸水深 0.5m 以上が継続する時間を示す。

[目的]避難方法(垂直 or 水平)の選択等

[想定する降雨(円山川水系)]想定最大規模(2日間の総雨量 505mm、概ね1年間に 1/1000 超の確率で降る雨)

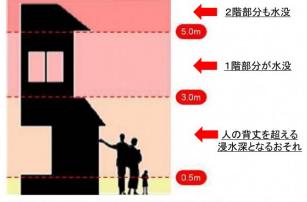
[リスク判断]各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日分以内の家庭が多いものと推測され、3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがある。(朝来市地域防災計画において、住民に対し飲料水・食料・生活必需品等の3日分以上の備蓄が推奨されている)

〇家屋倒壊等氾濫想定区域(兵庫県)

[内容]氾濫流又は河岸侵食により家屋等の流出・倒壊のおそれがある範囲を示す。

[想定する降雨(円山川水系)]想定最大規模(2日間の総雨量 505mm、概ね1年間に 1/1000 超の確率で降る雨)

[目的]水平避難の必要性の判断等



※洪水浸水想定作成マニュアル(第4版)から抜粋した図を一部加工

〇土砂災害警戒区域 (兵庫県)

〔内容〕

渓流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域等を指定する。

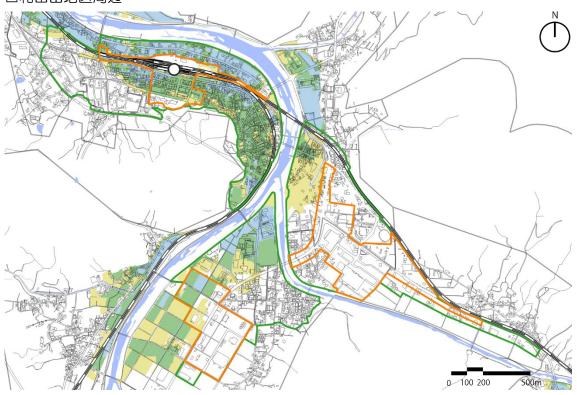
〔目的〕

- 土砂災害警戒区域:危険の周知、警戒避難体制の整備
- 土砂災害特別警戒区域:特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等

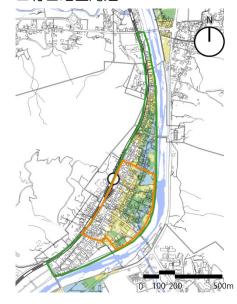
(2)浸水想定区域(計画規模 L1)

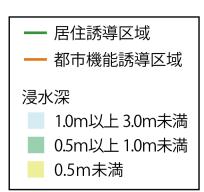
・居住誘導区域では、浸水域 3.0m以上が想定される地域はみられない状況です。

口和田山地区周辺



口竹田地区周辺



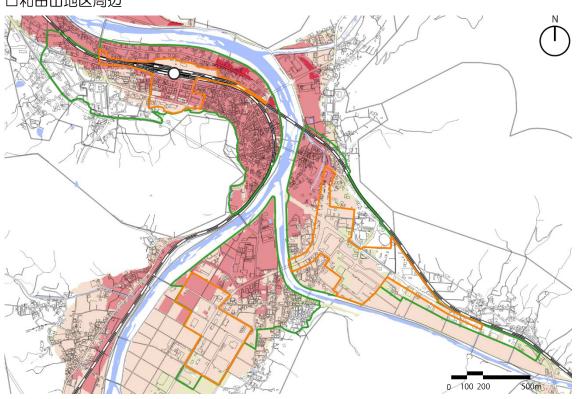


(出典:兵庫県オープンデータカタログ)

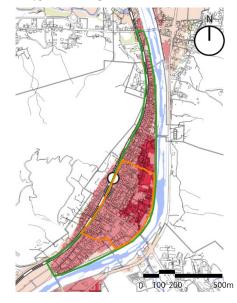
(3)浸水想定区域(想定最大規模 L2)

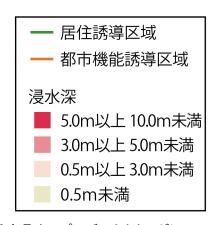
- •居住誘導区域では、和田山駅周辺のうち北側や竹田駅の周辺など広範囲で、浸水域 3.0m 以上が想定される地域がみられます。
- ・一部で、浸水域 5.0m以上が想定される地域がみられます。

口和田山地区周辺



口竹田地区周辺



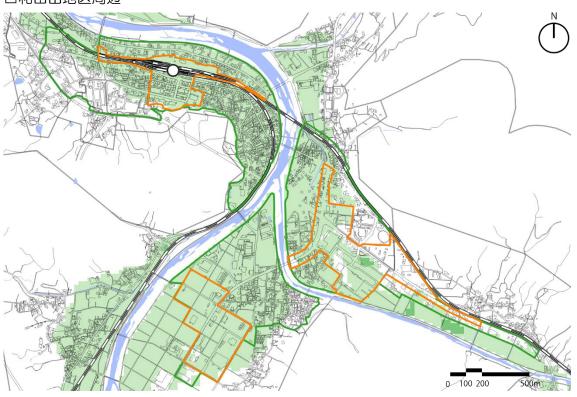


(出典:兵庫県オープンデータカタログ)

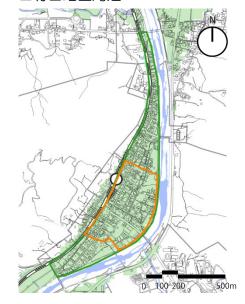
(4)浸水継続時間(想定最大規模 L2)

・市内には浸水継続時間72時間(3日間)を超える区域はみられません。

口和田山地区周辺



口竹田地区周辺



- 居住誘導区域

都市機能誘導区域

浸水継続時間

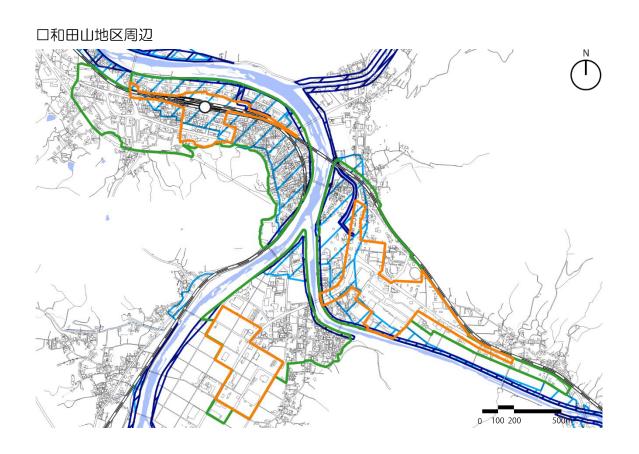
12時間以上24時間未満

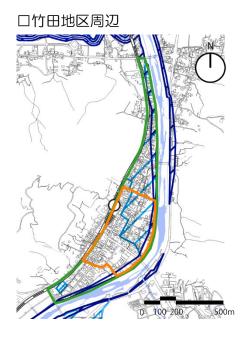
12 時間未満

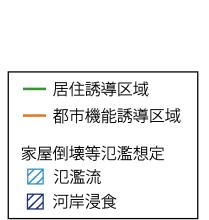
(出典:兵庫県オープンデータカタログ)

(5)家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模 L2)

・氾濫流又は河岸浸食による家屋倒壊氾濫想定区域がみられます。





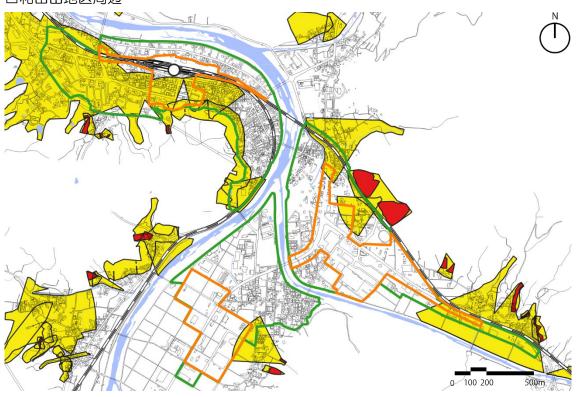


(出典:兵庫県オープンデータカタログ)

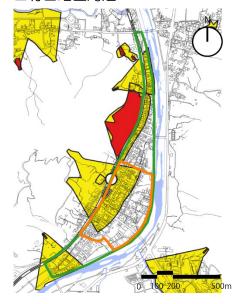
(6)土砂災害警戒区域

・居住誘導区域内に特別警戒区域は含まれませんが、和田山駅南西側を中心に一部地域で警戒区域が含まれています。

□和田山地区周辺



口竹田地区周辺



— 居住誘導区域

一 都市機能誘導区域

土砂災害警戒区域

■ 特別警戒区域

警戒区域

(出典:兵庫県オープンデータカタログ)

5-3 重ね合わせによる災害リスク分析

(1)重ね合わせる情報と分析の視点

本項においては、前項までのハザード情報と各種都市情報を重ね合わせることにより、下記のような災害リスクの分析を行い、防災上の課題を抽出します。

	1	ザー	ド情	報	
分析の視点		水継続時間	家屋倒壊	土砂災害	分析する都市情報
1 家屋の浸水、損壊・倒壊の可能性 (大規模災害、孤立リスク)	•		•	•	・住宅、人口密度
2 自宅避難が困難		•			・住宅、人口密度
3 避難施設の活用が困難	•			•	•指定緊急避難場所、指定避難所 ^{*1}
4 施設の継続的利用が困難	•			•	·要配慮者利用施設 ^{※2}
5 緊急輸送が困難(道路寸断)	•	•		•	・緊急輸送道路 ^{※3}

- ※1 原則、避難距離 500m
- ※2 学校・児童福祉施設、医療施設、障害者福祉施設、高齢者福祉施設で防災上の配慮を要する者が利用する施設
- ※3 災害直後から避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、 高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路

55

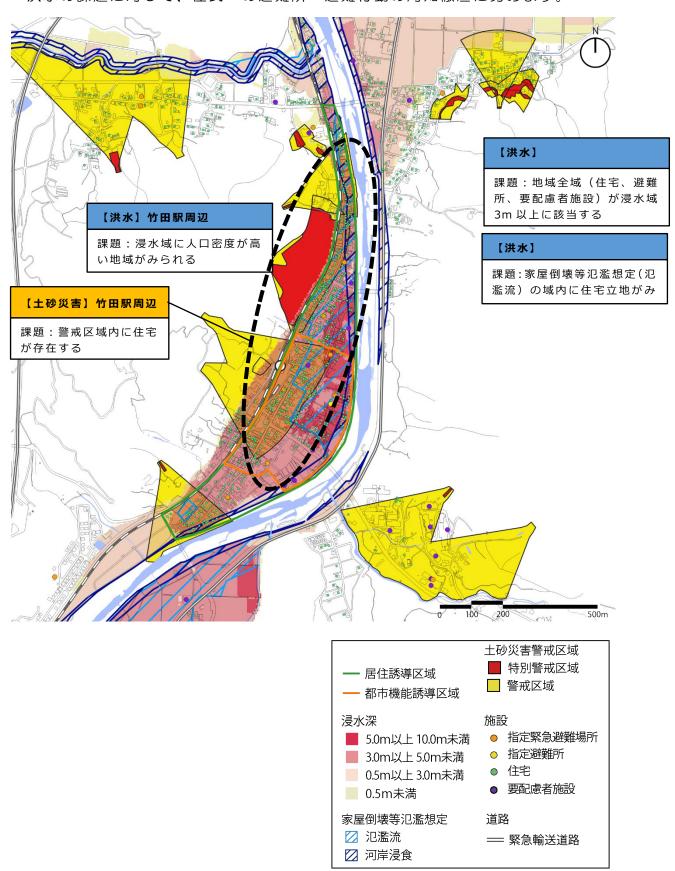
100 200

56

土砂災害警戒区域

□居住誘導区域(竹田地区周辺) ※浸水想定区域は L1 【洪水】竹田駅周辺(⑥) 課題:浸水域に人口密度が高 い地域がみられる ⇒・避難訓練の実施など、住民 の防災意識の向上に向け た取組 • 警戒避難体制強化 【土砂災害】竹田駅周辺(⑦) 課題:警戒区域内に住宅が ⇒住民への周知の充実や、 県による土砂災害対策 100 200 500m 土砂災害警戒区域 — 居住誘導区域 ■ 特別警戒区域 — 都市機能誘導区域 ■ 警戒区域 浸水深 施設 ● 指定緊急避難場所 1.0m以上 3.0m未満 ○ 指定避難所 ■ 0.5m以上 1.0m未満 ● 住宅 0.5m未満 ● 要配慮者施設 家屋倒壊等氾濫想定 ☑ 氾濫流 道路 ☑ 河岸浸食 == 緊急輸送道路

口居住誘導区域(竹田地区周辺) ※浸水想定区域は L2 洪水の課題に対して、住民への避難所・避難行動の周知徹底に努めます。



5-4 施策一覧

前項の取組方針において設定された目標の達成に向けて、以下のとおり施策を位置づけます。また、これら施策の計画的な進捗を図るため、短期(概ね5年程度)、中期(概ね10年程度)、長期(概ね20年程度)の達成目標を設定します。

対応課題	具体的な取組	区分	短期	中期	長期
1	市による災害情報の発信の他、災害時	ソフト			
【土砂災害】	における地域での声かけ等により、住				
和田山駅	民への周知の徹底を行います。				
西側	県による土砂災害対策の促進に向け、	ハード			
	市から要請を行います。				
2	自主防災組織による定期的な避難訓練	ソフト			
【洪水】	の実施や防災・減災に関する活動リー				
和田山駅	ダーの育成など、住民の防災意識の向				
東側	上に向けた取組を行います。				
	安全な避難所の代替施設の選定、近隣	ソフト			
	区と連携した柔軟な避難所開設、垂直				
	避難及び近隣住宅への避難等、警戒避				
	難体制の強化を行います。				
	県による治水対策の促進に向け、市か	ハード			
	ら要請を行います。				
3	冠水警報装置の設置を行っており、適	ソフト			
【洪水】	切な運用をすることで安全確保を図り				
市道東谷宮田	ます。				
線					
4	冠水警報装置の設置を行っており、適	ソフト			
【洪水】	切な運用をすることで安全確保を図り				
県道物部薮崎線	ます。				
5	発災時にも迅速・適切な初動対応を可	ハード			
【洪水】	能とするため、道路改良等緊急輸送道				
国道9号、国	路の機能強化を国・県に要請します。				
道 312 号な	災害時の代替経路の確保に向けた検討	ハード			
تے	を行います。				
	県による治水対策の促進に向け、市か	ハード			
	ら要請を行います。				

対応課題	具体的な取組	区分	短期	中期	長期
6	自主防災組織による定期的な避難訓練	ソフト			
【洪水】	の実施や防災・減災に関する活動リー				
竹田駅	ダーの育成など、住民の防災意識の向				
周辺	上に向けた取組を行います。				
	安全な避難所の代替施設の選定、近隣	ソフト			
	区と連携した柔軟な避難所開設、垂直				
	避難及び近隣住宅への避難等、警戒避				
	難体制の強化を行います。				
	県による治水対策の促進に向け、市か	ハード			
	ら要請を行います。				
7	市による災害情報の発信の他、災害時	ソフト			
【土砂災害】	における地域での声かけ等により、住				
竹田駅	民への周知の徹底を行います。				
周辺	県による土砂災害対策の促進に向け、	ハード			
	市から要請を行います。				
全域	洪水の課題に対して、住民への避難所	ソフト			
	への誘導を適切に行うため、防災マッ				
	プや掲示などにより情報提供を行いま				
	す。				
全域	防災講習会等の実施や平時での情報提	ソフト			
	供によって、洪水時の避難行動の周知				
	徹底に努めます。				

5-5 目標指標

前項の施策の効果を客観的に評価・分析するため、目標指標を設定します。また、目標値については上位計画である第3次朝来市総合計画と整合を行います。

指標	現状値	目標値 (R11)	出典	
一斉避難訓練への市民参加率	15.0%(%)	32.8%	防災安全課調査	
防災・減災等、災害に強いまちづ くりが進められていると感じる市 民の割合	31.6%	35.2%	市民意識調査	

(※)令和4年9月実施分